○近畿地方整備局告示第四十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年三月六日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号　登録第16号

近畿地方整備局長

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社近畿建築確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	鈴木　孝雄
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十四年四月一日

(1)　評価員の氏名の変更

変更前	明石麻衣子、北岡　昇、三澤　修
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十五年二月一日

○九州地方整備局告示第三十七号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十五年三月六日

九州地方整備局長　吉崎　収

名称　国営吉野ヶ里歴史公園

位置　佐賀県神埼市神埼町鶴及び佐賀県神埼市神埼町志波屋

区域　別紙図面のとおり（略）

（九州地方整備局に閲覧所を設け、平成二十五年三月六日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十五年三月六日

○九州地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月六日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百十号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
日田市大字石井字熊ノ下七一一番一から同市大字石井字榎町五九一番一まで	前	九・八〇～二二・七〇メートル	〇・二〇〇キロメートル
	後	一〇・二〇～二二・三〇メートル	〇・三〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

南九州市川辺町永田字山ノ口四三一八番一から同市川辺町永田字古市田間一四四八番一まで

(二)　路線名　二百二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
南九州市川辺町永田字山ノ口四三一八番一から同市川辺町永田字古市田間一四四八番一まで	前	一一・〇八～一五・〇九メートル	〇・一二二キロメートル
	後	一三・九一～一八・八四メートル	〇・一三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月六日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百十号	日田市大字石井字熊ノ下七一一番一から同市大字石井字榎町五九一番一まで	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所
二百二十五号	南九州市川辺町永田字山ノ口四三一八番一から同市川辺町永田字古市田間一四四八番一まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月六日

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１１３３号

東京都品川区旗の台５丁目27－７　中川荘Ｆ号

債務者　倉田　浩

1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　松田　孝彦

4　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月19日午後２時

6　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６２号

東京都葛飾区青戸６丁目３－16－202

債務者　伊東　明美

1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中村　裕也

4　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月19日午前10時

6　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６７号

東京都練馬区豊玉北１丁目７－７

債務者　氷坂　克己

1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中村　英示

4　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月19日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで

東京地方裁判所民事第20部